

項番	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
1	実質的な改正部分がどこなのか明確にすべき。	今回の改正は、本通達で引用する法令の改正案に伴う所要の整備であるため、原案のとおりとさせていただきます。
2	37 条 7 日付不明だが最高裁判例で訓示規定とされたがあるのでこちらを書くべき。 国税通則法そのものでなく類似の条例なのであくまで参考だが。 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/124/063124_hanrei.pdf	本項は、督促状発付後、一部納付があった場合の督促状の有効性について規定したものであるため、本項で参照することとされている判例が本項の趣旨に沿ったものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
3	41 条 2 民法 499 条、500 条が改正されたのに国税通則法 41 条 2 項がそのままなのは どう解釈するのか。	国税の納付においては、広く第三者の納付を認めているため、第三者の納付による抵当権の代位に当たっては、債務者保護の観点から国税を納付すべき者の同意は必要と考えておりますが、その考え方も含め、頂いた御意見につきましては、法令の制定・改廃を所掌する部署へ共有させていただきます。
4	46 条 2 填は常用漢字表追加の字体にする。Unicode 不対応のため送信できない。	国税庁の統一的なルールに則った表記としているため、原案のとおりとさせていただきます。

※ 今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いております。